

議会改革推進協議会の検討結果について（最終報告）

平成25年3月

羽村市議会 議会改革推進協議会

目 次

I	はじめに	2
II	最終報告	
1	情報を発信する、開かれた議会のために	3
	(1) 議会報告会の実施について	
2	議会活動の充実・強化のために	3
	(1) 議会サポート体制の充実について	
	(2) 議会による事務事業評価について	
	(3) 会派控室の充実について	
3	議会制度等の改革のために	4
	(1) 議長の議会招集権について	
	(2) 議会基本条例の調査研究について	
	(3) 議員定数及び議員報酬の適正化について	
	(4) 議会の通年開催の検討について	
	(5) 羽村市表彰条例の改正について	
4	審議経過、委員名簿	7
5	羽村市議会改革推進協議会要綱	8

I はじめに

本協議会は、地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営のあり方について調査及び検討を行うため、議長の諮問機関として平成24年5月15日に設置されました。

羽村市議会は、これまで4次にわたって議会改革に取り組んできましたが、より開かれた議会、議会の権能強化など議会活動のさらなる充実に向けて、第5次となる改革を目指すものです。

協議会では、各会派から改革が必要であると考えられる事項について提案を受け、全会一致を基本原則として討議・整理を行い、検討すべき項目を定めました。

検討を要する項目については、内容に応じて「短期」・「中期」・「長期」の検討期間に分類し、延べ8回にわたり会議を重ねてきました。

このうち、短期の検討期間とした「①議会モニター制度の実施」、「②議会ホームページの充実」、「③議員の危機管理体制の適正化と明確化」の3項目については既に検討結果をとりまとめ、平成24年11月12日に中間報告として議長に提出したところです。

本報告は、その際に残された「中期」・「長期」の検討課題である9項目について引き続き調査・検討を行い、ここに最終報告としてとりまとめ、議長に提出するものです。

これにより、本協議会の検討は終了しましたが、議長におかれましては、最終報告も含め、実現に向けて必要な措置を講じられるよう望むものであります。

【検討事項】

分類	検討項目・事項	検討期間
情報を発信する、開かれた議会のために	議会報告会の実施について	中期
議会活動の充実・強化のために	議会サポート体制の充実について	中期
	議会による事務事業評価について	中期
	会派控室の充実について	長期
議会制度等の改革のために	議長の議会招集権について	長期
	議会基本条例の調査・研究について	長期
	議員定数及び議員報酬の適正化について	長期
	議会の通年開催の検討について	中期
	羽村市表彰条例の改正について	長期

II 最終報告

1 情報を発信する、開かれた議会のために

(1) 議会報告会の実施について

第4次の検討結果において、長期的な課題としていたが、改めて議会報告会の実施について検討を行った。

検討結果

- 実施方法について、長期的に調査・研究していくことを提言する。

議会活動の状況を様々な方法で市民に情報提供・情報発信していくことは、市民に議会に対する関心や理解を深めていただくためにも重要である。

議会報告会は、市民に議会の活動状況を報告する場というだけでなく、広く市民の声を聴く場としての意義もあり、各地の議会でその取り組みが始められているが、実施方法等において課題が多く、必ずしも成果をあげているとは言いがたいのが現状である。

よって、本市議会においては、今後とも他の議会の状況把握や情報収集などに努めながら、実施方法について長期的に調査・研究していくことを提言する。

2 議会活動の充実・強化のために

(1) 議会サポート体制の充実について

議会の権能強化のためには、議会事務局のサポート体制を拡充する必要があることから、その充実に向けて検討を行った。

検討結果

- 議会のサポート体制を充実していくためには、事務局職員の長期的人材配置など、専門性のある職員の育成が必要であり、市長部局側に議会として要望していくことを提言する。

二元代表性の一翼を担う議会の権能を強化するためには、議会を十分に補佐することができる事務局体制の充実が強く求められる。議会運営はもとより、議会の法制度の見直しに適切に対応していく人材の育成が大きな課題となっている。

しかしながら、現状では、議会において独自に職員を採用することは難しく、職員は市長部局側からの出向となっている。このため、職員の在任期間が短期間であることも多く、法制執務能力に長けた職員や議事運営等に精通した職員が育たない状況にある。議会事務局は、議会という意思決定機関を司る重要な部門であり、的確かつ迅速にサポートできる職員体制の整備が必要である。

については、それらに十分に配慮した人事配置が行われるよう、議長から市長部局側に要望していただくことで認識が一致した。

(2) 議会による事務事業評価について

第4次の検討においては、「常任委員会の所管事項の事務調査がある。まずはその調査の質を上げていく努力をする」という結果であったが、再度、検討を行った。

検討結果

- 今後の議会改革検討組織の中で、引き続き長期的な検討課題として調査・研究し

ていくことを提言する。

委員からは、「議会による行政評価は、数は少ないものの実施している団体があるが、議会の権能は、行財政運営に関するすべての事務事業をチェックすることにより、常任委員会や予算・決算審査特別委員会を充実していくことで対応できるのではないか」、「事務事業評価を実施するためには、市長部局を巻き込んで相当な準備が必要であり、そのエネルギーを決算審査特別委員会等の委員会活動に向けた方が良い」とする意見がある一方で、「決算審査特別委員会等の中では、議員同士の議論が少ない」、「議員が事務事業を抽出し実施していくことに意味があるのではないか」とする意見があり、合意形成に至らなかった。

しかしながら、議論の末、本件については引き続き議会改革の検討課題として存続させ、長期的に調査・研究していくことが必要との結論を得たものである。

(3) 会派控室の充実について

第3次の検討においては、「西庁舎の改修計画が策定された際に、その計画にあわせて会派控室の改善を計画化するよう提言する」という結果であったが、再度、検討を行った。

検討結果

○ 議員の活動拠点となる会派控室の充実が必要であることから、今後も継続して改善を訴えていくことを提言する。

議員活動の充実・強化のためには、活動拠点となる会派控室の充実が必要である。

控室の充実については、これまでも要望してきた経緯があるが、現下の市の財政事情や庁舎構造上の物理的問題等もあり、第3次において「西庁舎の改修計画の中で改善を求めたい」と結論づけられている。西庁舎については、耐震診断の結果、耐震補強工事が必要となり、平成25年度に実施予定の耐震化工事に向け事務局から改善要望を行っているが、財政面等の関係から今回の工事での実現は難しい状況にある。

しかしながら、本件については、第1次の議会改革検討委員会からの継続した改革・改善項目であり、「議員活動の充実・強化を図っていくためにも独立した会派控室が必要である。」との認識に立ち、継続して改善要望していくことを提言する。

3 議会制度等の改革のために

(1) 議長の議会招集権について

議会の権能を強化するためにも、議会の招集権を議長にも付与することについて検討を行った。この招集権については、第2次の検討においても議論が行われているが、自主・自立した議会運営の観点から、再度取り上げ検討した。

検討結果

○ 議会は定例会・臨時会によらず、通年会期を選択することも可能となった。議会の招集権については、後述する「議会の通年開催について」と密接な関係にあることから、長期的な検討課題と結論づけた通年開催の件にあわせて検討していくことを提言する。

議会の招集権については、地方自治法（第101条）に以下の根拠規定がある。

- 第1項／普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。
- 第2項／議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対して、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- 第3項／議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
- 第4項／前2項の規定による請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなければならない。
- 第5項／第2項の規定による請求のあった日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。
- 第6項／第3項の規定による請求のあった日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、議長は、第3項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあった日から、都道府県及び市にあっては10日以内、町村にあっては6日以内に臨時会を招集しなければならない。

この招集権については、地方自治法のこれまでの改正経過の中で、徐々に議長に対する招集権限の強化が図られているが、いずれも臨時会の招集に関するものであり、現行法上、定例会の招集権限は長に与えられている。

なお、平成24年9月5日に公布された地方自治法の改正に伴い、地方議会については、条例で定めるところにより、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期を選択することができるようになり、議長による議会招集権は、この通年会期との関連も大きい。

よって本件については、検討項目(4)の「議会の通年開催の検討について」とともに、長期的な検討課題としていくことを提言する。

(2) 議会基本条例の調査・研究について

議会の監視機能の強化、政策立案能力の発揮など、分権時代における責任ある議会活動を推進する観点から改めて検討を行った。

検討結果

- 議会基本条例について調査・研究していくことは重要なことであり、引き続き長期的な検討課題とすることを提言する。

議会基本条例については第3次の改革事項に取り上げられ、長期的に調査・研究していくことで意見の一致を見ている。

分権時代を迎え議会の果たす役割や責任は増しており、二元代表性としての一翼を担う議会自らが、議会のあるべき姿などについて条例により規定する動きが全国の地方議会において広がりつつある。東京多摩地区においては、平成22年9月に多摩市が条例を施行している。

協議会としては、本条例の制定に関して様々な角度から調査・研究を続けていくことは重要であるため、今後も長期的な検討課題とすることを提言する。

(3) 議員定数及び議員報酬の適正化について

議員定数及び議員報酬について、現状が適正なものであるかどうか検討を行った。

検討結果

- 前項目の「議会基本条例の調査・研究について」にあわせ、長期的な検討課題としていくことを提言する。

議員定数については、第1次の検討を経て平成17年3月定例会において、それまでの20人から18人とする議員定数条例の改正案が議員提案されている。その改正案については、賛成多数をもって可決され、平成19年の一般選挙から適用されている経緯がある。

議論の中では、「それぞれの議員が活発に活動しており、議員定数は現状のままでもよい」、「議員報酬は26市中24番目ではあるが、額については報酬等審議会で審議されている。」などの意見があったが、議員としても適正化についてしっかりとした裏づけを考える必要があり、この検討事項については、前項(2)「議会基本条例の調査・研究について」の中で、あわせて検討していくことで認識が一致した。

(4) 議会の通年開催の検討について

議会の権能強化や柔軟な議会運営を行うため、議会の通年開催（通年会期）について検討を行った。

検討結果

- 通年会期のメリット・デメリットを研究し、長期的な検討課題とすることを提言する。

通年会期については、平成24年9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方議会は条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期を選択することが可能となった。通年会期とした場合、頻度をもって議会を開催できるため、定例会期にとらわれない柔軟な議会審議が期待できる。また、某地方議会で問題となった、首長による専決処分や首長が議事を招集しない場合などにも対応できるメリットがある。しかしながら、羽村市においてはそのような混乱はなく、検討を急ぐことはないものとする。

よって、この検討事項については、そのメリット・デメリットをよく研究し、長期的な検討課題としていくことを提言する。

(5) 羽村市表彰条例の改正について

羽村市表彰条例第3条第1項第1号にある、議員に対する表彰を削除することについて検討を行った。

検討結果

- 議員の自治表彰（満4年以上）は削除するよう、羽村市表彰条例の一部改正の検討を依頼することを提言する。

羽村市表彰条例は、自治の振興、公益の増進及び文化功労のあった者などを表彰する制度で、表彰の種類は自治表彰、一般表彰となっている。また、自治表彰を受けた者のうち、自治功労者には自治功労章が贈られる。

議員については、満4年以上その職にあった者には自治表彰を、また、自治表彰

を受けた者のうち、満12年以上議員の職にあった者は自治功労者として自治功労章が贈られることになっている。

改革提案では、「議員は、自治に貢献することは義務であり、表彰の対象外とすべきである。」としている。

議論の中では、「他市では、2期8年という事例もあり、1期4年では少ないのではないか」との意見があった。

検討の結果、議員の自治表彰（1期4年）の規定の削除の検討を、市長部局側に提案していくことで認識が一致した。

4 審議経過、委員名簿

(審議経過)

回数	開催日	審議内容
	平成24年11月12日	議長へ中間報告を提出
7回	平成24年11月26日	改革検討事項の検討
8回	平成24年12月17日	改革検討事項の検討 最終報告案の検討

(委員名簿)

(平成24年5月15日現在)

氏名	代表する党派
◎川崎明夫	新政会市民クラブ
橋本弘山	〃
西川美佐保	公明党
中嶋勝	〃
大塚あかね	民主党
○鈴木拓也	日本共産党
山崎陽一	市民ネットワーク「いきいき広場」、羽村21、新しい風

◎座長 ○副座長

5 羽村市議会改革推進協議会要綱

羽村市議会改革推進協議会要綱

(設置)

第1条 地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営のあり方について調査及び検討を行うため、羽村市議会改革推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、議長の諮問に応じ、議会運営の改革について必要な事項を調査及び検討し、その結果を議長に答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、7人の委員をもって組織する。

2 委員は、議会運営委員会の委員とする。

3 委員の任期は、議会運営委員会委員の任期とする。

(座長及び副座長)

第4条 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、協議会を代表し会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(正副議長の出席)

第6条 正副議長は会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行し、第2条に定める事項について議長に答申した日をもってその効力を失う。